

# 船舶インシデント調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和3年7月17日 01時00分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵埼北西方沖 美保関灯台から真方位323° 1海里付近 (概位 北緯35° 34.8′ 東経133° 18.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート第二光洋丸は、南東進中、定置網のロープがプロペラ軸に絡み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第二光洋丸、4.9トン TT3-8004（漁船登録番号）、個人所有 第272-16373号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、松江市黒島北方沖で釣りを終えて帰港することとし、約30km/hの対地速力で、美保関灯台の灯光を見ながら地蔵埼と松江市地ノ御前島沖の間に向けて南東進中、船体に振動を生じて停止した。</p> <p>船長は、船体を確認したところ、地蔵埼北西沖に設置された定置網（以下「本件網」という。）に進入し、本件網の固定ロープがプロペラ軸に絡んで運航不能となったことに気付いた。</p> <p>船長は、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した。</p> <p>本船は、本件網所有者が手配した船により、プロペラ軸に絡んだロープを取り除いた後、自力で帰港した。</p> <p>船長は、これまでに本件網沖を何度も航行したことがあり、本件網に点滅灯があることも知っていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面に本件網の位置を表示していたが、本船の針路を地蔵埼と地ノ御前島沖の間に向けることに注意し、本件網の存在を失念していたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南東進中、船長が、本船の針路を地蔵埼と地ノ御前島沖の間に向けることに注意して航行を続けたことから、本件網の存在を失念し、本件網に進入し、本件網のロープがプロペラ軸に絡み、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、夜間、本船が、南東進中、船長が、本船の針路を地蔵崎と地ノ御前島沖の間に向けることに注意して航行を続けたため、本件網の存在を失念し、本件網に進入し、本件網のロープがプロペラ軸に絡まったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中、特定の方向のみを注視せずに、GPSプロッターを活用するなどして、適切に周囲の見張りをを行い、特に、定置網については、その位置を確認し、距離を離して航行すること。</li></ul>